

58 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

【6, 250（6, 150）百万円】

対策のポイント

農山漁村活性化法に基づき市町村等が作成した定住・交流促進のための活性化計画の実現に向けて、施設整備を中心とした総合的な取組を支援します。

<背景／課題>

- ・高齢化や人口減少が都市に先駆けて進行している農山漁村においては、小規模集落が増加するなど集落機能が低下しつつあります。
- ・農山漁村の活性化を推進するためには、地域で受け継がれてきた豊かな資源を活用し、農林漁業者等のニーズを踏まえて、地域の創意工夫と主体的な取組によるきめ細やかな条件整備への支援が必要です。
- ・地方創生の観点から、農山漁村の雇用の確保、所得の向上、集落機能の集約とネットワーク化を推進することも重要です。

政策目標

地域間交流拠点の整備による交流人口の増加（平成30年度までに500万人）

<主な内容>

1. 生産基盤及び施設の整備：定住等の促進に資する農林漁業の振興を図るための生産基盤及び施設の整備を支援します。
2. 生活環境施設の整備：定住等を促進するための集落における生活環境施設の整備を支援します。
3. 地域間交流拠点等の整備：地域間交流の拠点となる施設等の整備を支援します。

交付率：都道府県及び市町村へは定額
（事業実施主体へは事業費の1／2以内等）
事業実施主体：都道府県、市町村、農林漁業者等の組織する団体等

<連携プロジェクト>

- 子ども農山漁村交流プロジェクト
受入側の宿泊体験施設・教育農園等の整備を支援します。
- 「農」と福祉の連携プロジェクト
高齢者の生きがい等を目的とする農園等の整備を支援します。
- 農観連携プロジェクト
農林漁業・農山漁村体験施設等の受入環境の整備を支援します。
- 空き家・廃校活用交流プロジェクト
空き家・廃校等を活用し、田舎暮らし希望者の受け皿や集落拠点の核となる施設等の整備を支援します。

[お問い合わせ先：農村振興局農村整備官（03-3501-0814）]

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

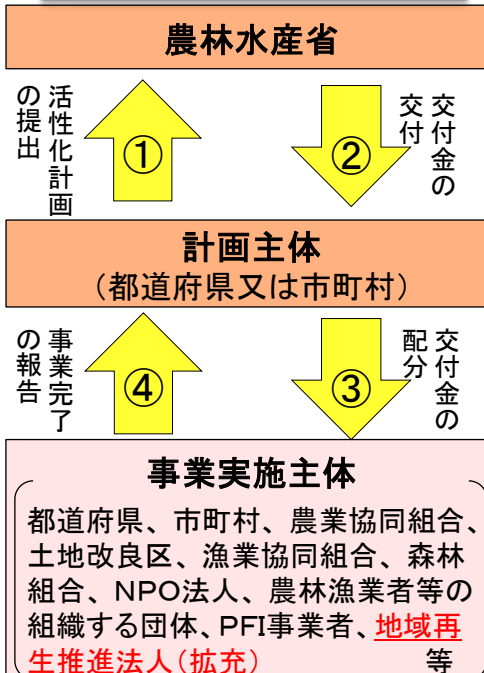
【平成28年度予算概算要求額：6,250（6,150）百万円】

- 農山漁村活性化法に基づき市町村等が作成した定住・交流促進のための活性化計画の実現に向けて、施設整備を中心とした総合的な取組を支援。
- 人口減少社会を踏まえ、農山漁村における雇用の確保、所得の向上、集落機能の集約とネットワーク化の観点から地方創生の取組を支援するとともに、観光・教育・福祉等と連携した都市と農山漁村の交流を推進。

交付金の特徴

- 地域の創意工夫等による活性化計画の策定・提出
- 計画主体に対して、定額（事業実施主体へは事業費の1／2以内等）の交付金を交付
- 地域の実情に応じて複数年（5年以内）の計画策定が可能
- 地域独自の提案メニューも支援

交付金の流れ



交付金対象施設

生産基盤及び施設

農林漁業の振興を図る生産基盤・生産施設の整備を支援



味噌加工施設

農林水産物処理加工施設



柿の集出荷施設

農林水産物集出荷貯蔵施設

農林水産物処理加工・集出荷貯蔵施設、区画整理、農業用排水路、育苗施設等

生活環境施設

良好な生活の場である農山漁村の生活環境整備を支援



浄水施設

簡易給排水施設



廃屋利用の一定期間宿泊施設

農山漁村定住促進施設

簡易給排水施設、防災安全施設、農山漁村定住促進施設等

地域間交流拠点

都市住民や一時的・短期的滞在等の交流拠点の整備を支援



宿泊体験施設

廃校・廃屋等改修交流施設



農産物直売施設

地域連携販売力強化施設

廃校・廃屋等改修交流施設、農林漁業・農山漁村体験施設、地域連携販売力強化施設等

資源の有効利用等

資源の有効利用を確保するための施設の整備を支援



木質バイオマスボイラー

自然・資源活用施設



堆肥化施設

リサイクル施設

遊休農地解消支援、自然・資源活用施設、リサイクル施設、集落拠点強化施設等

「小さな拠点」の形成を支援



集落の施設を「小さな拠点」に集約し、人口減少社会に対応した集落機能の維持を図る取組を支援

【凡例】

…小さな拠点の範囲

…本交付金にて支援可能な主な施設

連携プロジェクト

- 子ども農山漁村交流プロジェクト
受入側の宿泊体験施設・教育農園等の整備を支援
- 「農」と福祉の連携プロジェクト
高齢者の生きがい等を目的とする農園等の整備を支援
- 農親連携プロジェクト
農林漁業・農山漁村体験施設等の受入環境の整備を支援
- 空き家・廃校活用交流プロジェクト
空き家・廃校等を活用した田舎暮らし希望者の受け皿や集落拠点の核となる多機能な施設の整備を支援